

# 平成25年度第1回秋田市公文書管理委員会会議録

1 日 時 平成25年5月30日（木曜日）

午前10時～午前11時40分

2 会 場 第四委員会室

3 出席者

（委員会） 池 村 好 道 委員

高 橋 秀 晴 〃

竹 田 勝 美 〃

藤 盛 節 子 〃

渡 辺 英 夫 〃

（事務局） 総務部文書法制課長 嶋 貢

〃 課長補佐 三 浦 正 司

〃 副参事 石 黒 一 史

〃 副参事 西 谷 隆

〃 主席主査 澤 田 石 真

〃 主席主査 熊 谷 みゆき

〃 主査 佐 藤 康 直

〃 主事 佐 野 景 一

〃 主事 大 塚 哲 平

4 案件

- (1) 秋田市公文書管理委員会会長の選出
- (2) 秋田市公文書管理委員会会長の職務代理者の指名
- (3) 秋田市公文書管理委員会運営要領（仮称）（案）
- (4) その他

## 第1回秋田市公文書管理委員会会議録

会議に先立って委嘱状交付式が開催された。

事務局(三浦) ただいまから、平成25年度第1回公文書管理委員会を開催する。はじめに定数の確認だが、本日は、委員5名が全員出席しているので、秋田市公文書管理委員会規則第3条第2項に基づき、委員会が成立していることを報告させていただく。

次に、委員および事務局職員の紹介をさせていただく。

(事務局(嶋)が委員の紹介を行った。)

(事務局(三浦)が事務局職員の紹介を行った。)

事務局(三浦) それでは議事に入る。本日の進行は、会長の選任まで、事務局が務めさせていただく。

議事の(1)「秋田市公文書管理委員会会長の選出」を行う。会長の選出は、秋田市公文書管理委員会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選によって定めることとなっている。何か意見はないか。

藤盛委員 事務局案があれば、それが適切ではないか。

全委員 (了承)

事務局(嶋) 公文書管理条例の設定に当たって、昨年度、秋田市公文書管理条例(仮称)検討委員会による検討が行われている。検討委員会との連続性を考えると、検討委員会において会長を務めていただいた池村委員にお願いしたい。

事務局(三浦) 池村委員を会長とするが、よろしいか。

池村委員 (了承)

全委員 (異議無し)

事務局(三浦) 池村委員を秋田市公文書管理委員会会長とする。  
これ以降の議事の進行は、秋田市公文書管理委員会規則第2条第

2項の規定に基づき、会長に行っていただく。会長は、会長席へ移動願う。

事務局(三浦) 閉会時刻は、おおむね正午とするので協力をお願いする。

池村会長 (就任のあいさつが行われた。)

池村会長 議事の(2)「秋田市公文書管理委員会会長の職務代理者の指名」を行う。職務代理者については、秋田市公文書管理委員会規則第2条第3項の規定に基づき、会長が指名することとされている。藤盛委員にお願いしたいがよろしいか。

藤盛委員 (了承)

全委員 (異議無し)

池村会長 異議がないようなので、藤盛委員を本委員会会長の職務代理者とする。

藤盛委員 (就任のあいさつが行われた。)

池村会長 議事の(3)「秋田市公文書管理委員会運営要領(仮称)(案)」について事務局から説明願う。

事務局(澤田石) 要領案の説明に先立ち、秋田市公文書管理条例に基づく公文書管理制度の概要について説明させていただく。

(資料2「秋田市公文書管理条例」および資料4「秋田市公文書管理条例の概要」に基づき、プロジェクターを用いて説明)

池村会長 既に承知のこととは思いますが、要領案の審議を促進すべく、前提となる公文書管理条例の概要を説明したものであり、要領案それ自体の説明はこれからということのようである。ただいま説明に対し、質問、意見はあるか。

池村会長 秋田市公文書管理条例第8条第3項に規定する協議は、公文書ファイル等の廃棄を行う場合のものであるから、資料4の「協議(8条)」の矢印は、「保存(6条)」ではなく、「廃棄(8条)」と

結ぶのが適切だと考える。

池村会長

ほかにないか。

ないようなので、要領案それ自体について事務局から説明願う。

事務局(熊谷)

(資料5「秋田市公文書管理委員会運営要領(仮称)(案)」および資料6「秋田市情報公開条例・公文書管理条例読替条項対照表」に基づき、秋田市公文書管理委員会運営要領(仮称)(案)について説明)

池村会長

ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

池村会長

この要領は、委員会規則に基づき設定するものであることから、委員会規則についても事務局に説明願いたい。

事務局(嶋)

(資料3「秋田市公文書管理委員会規則」に基づき、秋田市公文書管理委員会規則の概要を説明)

池村会長

質問、意見はあるか。

竹田委員

補佐人の付添いに関する規定があるが、補佐人の定義規定はあるのか。

事務局(熊谷)

専門的な知識を持つ者、手話通訳者、外国語通訳者などが補佐人に該当するが、特に定義はない。

竹田委員

そうすると、意見の陳述という行為そのものの補助をする者のみならず、専門的見地から意見を補充する者も補佐人に含まれるということか。

池村会長

それは読み替えて準用する情報公開条例第21条第4項の規定によるのではないか。定義は存在しないが、ここで想定される補佐人は通常の補佐人であると思う。

事務局(嶋)

情報公開条例について情報公開事務の手引という解釈指針等を書いたものがある。この手引において情報公開条例第22条第2項の補佐人は、行政不服審査法第25条第2項にいう補佐人と同義であると

している。この補佐人には専門知識をもって援助する者が含まれるため、同条を準用する公文書管理条例における補佐人にも専門知識をもって援助する者が含まれるものとする。

池村会長 専門的見地から意見を補充する者の付添い、参加等が認められることに異論はない。しかし、その者が補佐人に該当するというのは疑問である。もっとも、不明の部分については運営要領第12条の規定に基づき、会長が委員会に諮って整理することになるかと思う。

高橋委員 「読み替え」と「読替え」および「申立て」と「申し立て」の使い分けには何かルールがあるのか。動詞か名詞かで使い分けしているようだが、このような使い分けはあまり一般的ではないと思う。

事務局(嶋) 用言の場合は「読み替え」となり、体言の場合は「読替え」となるが、読替後というように熟語になると「読替」となる。これは、法令のルールに倣ったものであり、文科省の表記やマスコミの表記とは異なっている。おおむね、送り仮名が多いものは用言であり、送り仮名が少ないものが体言であるが、例外も多い。

池村会長 いわゆる法制執務上のルールというもののにのっとって作成しているものである。「申立て」等については、行政不服審査法の表記に倣っているといたほうが分かりやすいかもしれない。

事務局(嶋) 異議申立ての関係については、原則として行政不服審査法の表記をそのまま用いている。

高橋委員 了解した。

池村会長 ほかにないか。

藤盛委員 要領案第4条および第5条の相当の期間とはどの程度の期間なのか。具体的な想定はあるのか。

事務局(熊谷) 明確なことは申し上げられないが、その都度状況に応じて定めることになると思う。情報公開条例および個人情報保護条例に開示請求があった日から起算して15日以内という規定があるため、少なくとも第4条の相当の期間については2週間程度が適当ではないかと

思われるが、それも状況による。

藤盛委員 おおむね了解した。判断に悩む場合もあると思うので、何らかの基準を示してもらうことが望ましいと思う。

池村会長 実務上は非常に難しい問題である。この相当の期間をはじめ、異議申立てがあった場合の処理期間や諮問に対する答申期限は、ケースバイケースで適切な判断をしていくことになると思う。しかし、適時の特定歴史公文書等の利用という要請もあるため、いたずらに手続を遅延させることのないよう運用することを心掛けなければならない。

渡辺委員 要領案第3条各項は資料4のどの部分に該当するのか。

事務局(熊谷) 第1項は、死者を本人とする個人情報の利用請求に関する公文書管理条例第16条第2項第5号と公的団体の文書管理に関する公文書管理条例第34条第4項の規定により委員会に意見を聴く場合の規定であり、資料4に該当する部分はない。

第2項は、異議申立てに関する調査審議であり、委員の見込みのとおり資料4の右上の「諮問答申(20条)」の場合の規定である。

第3項は、廃棄や規則の設定等に関して諮問しなければならないと定める公文書管理条例第29条第1項の場合の規定である。

渡辺委員 要領案第3条第1項および同条第2項を分ける意味はあるのか。

事務局(熊谷) 要領案第3条第1項は市長が意見を聴く場合であり、同条第3項は市長が諮問する場合であることから、項を分けている。

渡辺委員 要領案の大部分が異議申立てに関することで占められているようだが、保存や廃棄に関することは要領のどの部分に規定されているのか。市民から特定の公文書を廃棄せずに保存してほしいという要望が出る可能性があるが、そういったものは受け付けないのか。

事務局(嶋) 要領案の大部分が異議申立てに関することで占められているのは、特定歴史公文書等の利用が公文書管理条例の中で市民の権利として認められているものであり、適正な手続によって処理するための細かな規定を整備しなければならないからである。それに対し

て、保存、保管、廃棄等に関しては、あくまでも行政の内部的な作用にとどまるものであるから、細かな規定を整備するところまでは至っていない。もっとも、保存、保管、廃棄等に関する市民の意見があれば、事務局から委員会に対して情報提供を行い、委員会からの意見というかたちで反映されることになると思う。

渡辺委員

行政の内部的な作用とはいっても、適切な保存、保管、廃棄等が行われなければ、市民の特定歴史公文書等を利用する権利は有名無実化してしまう。市民から保存、保管、廃棄等に関する要望が出た場合は、なるべく取り入れて委員会に意見を聴くということだが、それを明記する必要はないのか。要領案からはそれが読み取れないが。

事務局(嶋)

この要領は、運営に関し必要なことを定めるものであり、委員会での手続をどうするかということを決めることにしているので、条例そのものや規則そのものの制度をどうするかという市民からの意見に関する手続については、必要があれば別途定めることになると思うが、ここに規定するものではないと現段階では考えている。

池村会長

この要領は、本委員会の運営要領であって、制度全体を網羅するような内容をここに盛り込むことにはならない。もっとも、今後必要があれば盛り込む余地もあるという趣旨の説明である。特定歴史公文書等の利用請求に係る異議申立てに関しては、民主主義や知る権利などの要請もあって、最初から充実させておくべきだという判断だと思う。

池村会長

ところで、要綱案第3条各項の意義は何かというのがそもそもの渡辺委員の質問の趣旨だったように思う。意見を聴くことと諮問することにその本質はないのではないか。

事務局(熊谷)

それぞれの場合にどのような書面をもとに調査審議を行うかということの規定しているものである。

池村会長

条例に定めがある意見を聴くことと諮問をすることが改めてここで問題になるわけではなく、どのような書面をもとに調査審議を行うかということに意義があるということだが、要綱案第3条第1項および同条第3項の場合と同条第2項の場合とでは意味合いが違

うと思う。同条第2項は委員会のインカメラ審査を認める規定であろう。これに対して、同条第1項および第3項は、例規等を作るに当たって諮問を受けずに委員会自らが建議を行うことはできない以上、諮問された事項について、あるいは意見を求められた範囲でのみ審議を行うものとする規定であろう。

事務局(嶋) 指摘のとおり、例規等を作るに当たって白紙委任のような諮問はありえず、こちらの案を書面で示し、調査審議の範囲を明確にしなければならない。要綱案第3条第1項および同条第3項の趣旨はこの点にあると考える。

また、特定歴史公文書等の利用請求に係る異議申立てについては、現物の特定歴史公文書等をもとに調査審議を行うことが最も簡便かつ正確であるというのが同条第2項の趣旨であると考えている。

渡辺委員 公文書管理条例第28条第2項を要領案第3条に反映させる必要はないのか。

事務局(嶋) この要領は、市長と実施機関との間の手続に関するものである。公文書管理条例第28条第2項の場合、実際には委員会と事務局とでいろいろな調整を行うことになると思うが、委員会が自発的に意見を述べるができるとするものであるため、この要領に規定を整備する必要はないと考えている。

池村会長 要領案第3条各項は、公文書管理条例第28条第1項の権限に属させられた事項に関する規定である。それ以外の種々の問題に柔軟に対応するための規定が同条第2項である。

渡辺委員 了解した。

池村会長 まとめると、要領案第3条第1項および同条第3項は、委員会の調査審議が市長から提出された書面に拘束されることを意味するものである。もっとも、拘束されるのはあくまで調査審議の範囲であって、内容までは拘束されない。同条2項は委員会のインカメラ審査を認めるものである。このことが同条の意義である。

池村会長 ほかにないか。



藤盛委員	要領案第3条第2項と同条第3項を入れ替えたほうが分かりやすいと思うが、できないのか。
事務局(嶋)	分かりやすさという点からすれば指摘のとおりだが、条例に規定されている順番で規定するという例規のルールからすればこの順番にせざるを得ない。
藤盛委員	了解した。
渡辺委員	市民が異議申立てに対する決定についても納得できない場合はどうなるのか。
事務局(嶋)	訴訟を提起する余地が残されている。もっとも実務上はいろいろな調整が行われる可能性もある。
池村会長	不服申立ての前置は要求されていないので、異議申立てを経ずに訴訟を提起することも可能である。
池村会長	様々な意見が出たが、特に修正すべき点はなかったように思う。 したがって、この事務局案で本日承認をいただくこととしたいがよろしいか。
全委員	(了承)
池村会長	次に、議事の(4)「その他」について、この運営要領に関連して事務局から提案があるとのことなので、説明願う。
事務局(石黒)	会議の運営につき、諮りたいことが2点ある。 まず、公文書管理委員会運営要領第11条第3項の規定に基づき、会議録の署名委員1名を会長に指名していただきたい。
池村会長	事務局案はあるか。
事務局(石黒)	管理委員会委員名簿の順に、会長以外の委員で持ち回ることとしたいと考えている。
池村会長	ただいまの事務局案に対し、意見はないか。

池村会長	事務局案を採用し、管理委員会委員名簿順に、会長以外の委員で持ち回ることとするがよろしいか。
全委員	(異議無し)
池村会長	異議がないようなので、事務局案を採用する。 2点目の提案について事務局に説明願う。
事務局(石黒)	本委員会の会議の公開・非公開について審議願いたい。 公文書管理条例第21条の規定により、読み替えて準用される情報公開条例第26条の規定に基づき、本委員会における異議申立てに係る調査審議は公開しないこととされている。このことから、関係規則等の調査審議については公開可能とも解釈できるが、明確に規定されていないため疑義が生じる。そこで、今後予定される規則等の設定に関する調査審議に係る会議の公開・非公開およびその会議録の公開・非公開について審議願いたい。 なお、会議を公開することとなった場合は、本委員会の傍聴手続等に関する要領の設定が必要となるため、次回の委員会に案件として提出させていただくこととなる。
池村会長	会議自体の公開・非公開および会議録の取扱いをどうするかということである。 異議申立て以外の場合は会議を公開しても差し支えないという反対解釈は可能だが、個人情報に記載されている書面に基づいて調査審議を行うことが異議申立て以外の場合でも想定されるため、まれに公開できないこともあると思う。異議申立て以外の場合は、原則として会議を公開し、状況に応じて例外的に非公開とすることとすれば良いのではないか。
全委員	(異議無し)
池村会長	異議がないようなので、そのように取り扱うこととする。 会議録については、公文書管理委員会運営要領第11条第4項に基づいて取り扱えば良いのではないか。「特に」という文言は気になるが、運用次第で適切に対処することが可能だと思うがどうか。
全委員	(異議無し)

池村会長	異議がないようなので、そのように取り扱うこととする。 4「その他」に移る。委員から何かあるか。
藤盛委員	補佐人の定義があいまいなままだと、制度の濫用にもつながりかねない。補佐人の定義については、事務局でしっかり整理しておいてほしい。
事務局(嶋)	公文書管理条例における補佐人の在り方について再度検討を行い、市民の不利益にならないよう整理を行いたい。
池村会長	公文書管理条例について、いわゆる手引のようなものは作成するのか。
事務局(嶋)	公文書管理条例の内容は、全ての実施機関職員が把握しておく必要があるものなので、解釈運用等について条文ごとに解説したマニュアルを作成したいと考えている。
池村会長	行政手続条例上、申請に対する処分については、審査基準を定めることとされており、手引を作成すればそれが審査基準としても機能するのではないかと考えている。
事務局(嶋)	審査基準については、行政手続条例上の要請があるだけでなく、特定歴史公文書等の利用の権利に関する重要なものなので、本委員会に諮って定めたいと考えている。
池村会長	ほかはないか。 事務局から何かあるか。
事務局(石黒)	(今後の日程について説明)
池村会長	ほかはないか。 ないようなので、これをもって第1回秋田市公文書管理委員会を終了する。